

令和6年度 神奈川県任期付職員（東日本大震災の被災地への派遣職員）
の採用選考のお知らせ

東日本大震災から13年が経過しましたが、被災地では、復旧・復興業務に携わる自治体職員が今なお不足しています。そこで、神奈川県では、東日本大震災の被災地の復旧・復興業務に携わる任期付職員を募集します。

この採用選考は、行政機関又は民間企業等で培った専門的知識や実務経験を有する方を神奈川県が採用した後、被災地（派遣予定先は以下のとおり）に派遣し、復旧・復興業務に従事していただくために実施するものです。

専門的知識や実務経験を有し、即戦力として被災地の復旧・復興にご尽力いただける方の応募をお待ちしています。

1 分野、採用予定者数、主な職務内容、派遣予定先、職

分野		採用 予定者数※	主な職務内容※	派遣予定先※	職
一般 事務	事務 支援	6名 程度	・ほ場整備に係る法定外公共物の使用許可・土木工事施工承認等の許認可事務等	・福島県南相馬市	主 査 級 以 下
			・移住・定住施策の推進業務等、または農業の再生に向けた各種施策の推進に係る業務等	・福島県檜葉町	
			・環境行政に係る調整業務等 ・営農再開支援事業及び農地中間管理事業関連業務等 ・産業振興施設・体育施設の整備、維持管理及び関係イベントの運営等	・福島県浪江町	
総合土木	12名 程度	・災害復旧・復興工事の実施に関する業務（道路、橋梁、河川、港湾、漁港、海岸施設、下水道、林道、区画整理等の工事に係る設計、積算、施工監理、監督及び関係機関との調整等） ・農地・農業用施設、ほ場、水路、堰、ため池等の除染、改修、整備業務	・福島県南相馬市、檜葉町、富岡町、浪江町		
林業	1名程度	・林道災害復旧業務	・福島県南相馬市		
保健師	2名程度	・被災者等の心の健康づくり（精神保健）に関する支援業務等	・福島県南相馬市、双葉町		
合計	21名 程度				

※ 採用予定者数、職務内容、派遣予定先については、一部変更となる場合があります。

派遣予定先に記載する東日本大震災の被災地のほか、能登半島地震などの自然災害の被災地からの要

請に応じて、今後派遣予定先が追加される場合があります。派遣予定先が追加された場合は、採用予定数を超えて合格者を決定し、追加の派遣予定先向けに採用する可能性があります。第一次選考合格者に追加の派遣予定先への採用希望の有無を別途確認する予定です。

- ※ 申込は、前頁表のうち1分野に限ります。申込後の分野の変更はできません。
- ※ 採用後は、地方自治法第252条の17の規定により派遣され、派遣先自治体の職員の身分を併任します。神奈川県内での勤務は予定していません。
- ※ 勤務にあたっては、「避難指示区域」等の区域内で従事する場合があります。

2 任期

令和7年4月1日～令和8年3月31日

- ※ 派遣予定先の状況等により、採用時期が変更となる場合があります。

3 応募資格

次のすべての要件を満たす方が応募できます。(年齢、学歴は不問です。)

(1) 令和7年3月31日現在において、下表に記載する応募要件に該当する方

分野	応募要件
一般事務 (事務支援)	行政機関において、「主な職務内容」に関する業務の実務経験を3年以上有する方
総合土木	行政機関や民間企業等において、道路、橋梁、河川、公園、港湾、漁港、海岸施設、農地・農業用施設、下水道、林道、除染等の土木工事に係る設計、積算、施工監理、監督等に関する業務の実務経験を3年以上有する方(実務経験には、現場作業、地質調査測量、造園の植栽工事等の業務は含みません。)
林業	行政機関や民間企業等において、林道に関する業務の実務経験を3年以上有する方
保健師	保健師の免許を有する方

(注1) 「実務経験」は、職員(常勤・非常勤は問いません。週当たりの勤務時間が29時間以上の人が該当します。)として、6か月以上継続して任用されていた期間が該当します(産前産後の出産休暇を除き、在職中に3か月以上勤務していない期間は換算できません。)

(注2) 「実務経験」は、月初から月末までを1か月と換算し、1か月未満の端数は、その端数をすべて合算して、30日をもって1か月と換算します。さらに1か月未満の端数が生じたときは、これを1か月とみなします。なお、週当たりの勤務時間が、法令等に定められた正規の勤務時間未満かつ、29時間以上の場合は、職務経験年月(月に換算)と日にそれぞれ3/4を乗ずるものとします。

(2) 普通自動車運転免許を保有し、運転できる方

(3) 日本国籍を有する方

ただし、次のいずれか一つに該当する方は、受験できません。

- ア 禁錮(こ)以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- イ 神奈川県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- エ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている人(心神耗弱を原因とす

るものを除く。)

4 申込方法等

- ◎ 必ず電子申請で申し込んでください。 (電子申請により申込みができない方は、令和6年10月9日(水)正午までに神奈川県くらし安全防災局総務室総務経理グループ〔電話(045)210-3414、ファクシミリ(045)210-8829〕に御連絡ください(土日祝日を除く。)。)

<p>申込方法</p>	<p>1 神奈川県任期付職員(東日本大震災の被災地への派遣職員)の採用選考のお知らせページから、職務経歴・実績書(Excelファイル)及び応募論文(Wordファイル)をダウンロードし、必要事項を入力してください。</p> <p>URL https://www.pref.kanagawa.jp/docs/bu4/saiyou/ninki_r6_hisaichi.html</p> <p>2 同ホームページから、e-kanagawa電子申請システムに接続し、利用者情報を登録してください。その後、登録したIDを利用してe-kanagawa電子申請システムにログインし、1で作成したファイル・顔写真・証明書の写し等を登録し、受験申込みを行ってください。</p> <p>3 e-kanagawa電子申請システムで、必ず申込内容の照会を行い、申込みが行われていることを確認してください。<u>申込みが確認できなかった場合は、すみやかに神奈川県くらし安全防災局総務室総務経理グループまで御連絡ください。</u></p> <p>※ 詳しくは、神奈川県職員採用ホームページ(電子申請による申込み)を御覧ください。</p> <p>URL https://www.pref.kanagawa.jp/docs/s6d/senkou/entry.html</p>
<p>申込期間等</p>	<p>令和6年9月18日(水)午後2時から同年10月16日(水)午後5時まで(受信有効)</p> <p>※ 電子申請申込受付期間中に正常に受信したものを有効とします。</p> <p>※ 受験申込期限直前は、システムが混み合うおそれがあるため、余裕を持って申し込んでください。</p> <p>※ システム機器の保守点検等により、電子申請申込受付期間中にシステムを停止する場合がありますので、御注意ください。使用されるパソコンや通信回線上の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いません。</p>
<p>添付書類 (電子申請)</p>	<p>1 入力済みの職務経歴・実績書及び応募論文のファイル(神奈川県任期付職員(東日本大震災の被災地への派遣職員)の採用選考のお知らせページからダウンロードし、必要事項を入力してください。)</p> <p>2 顔写真(申込日前6か月以内に撮影した写真(縦横比4:3、上半身・脱帽・正面向きの本人であることを確認できるもの)を用意してください。)</p> <p>3 運転免許証の写し</p> <p>4 応募資格に関する免許の写し(保健師のみ)</p> <p>5 最終学歴の卒業(修了)証明書の写し</p> <p>6 業務内容に関連する資格がある場合は、資格を有することを証明できる書類の写し</p>
<p>受験申込み上の注意</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・すべて日本語で入力、記載してください。 ・住所欄には、建物名、部屋番号まで詳しく入力してください。また連絡可能な電話番号を入力してください。 ・提出書類に虚偽の記載があると、合格しても採用されないことがあります。

5 選考方法

区 分		内 容
第一次選考	書類審査	職務経歴・実績書及び論文等の内容に基づき、適性等を審査します。
第二次選考	面 接	人物・性向、必要な専門知識、職務遂行能力等について審査します。

※ 第二次選考は、書類審査に合格された方に対して実施します。

6 第二次選考

区 分	予 定	場 所
第二次選考	令和6年11月10日（日）	横浜市内

※ 集合時間及び場所については、第一次選考の合格者に文書で通知します。

7 選考結果の通知

区 分	通知時期（予定）	対象者	通知内容	通知方法
第一次選考結果	令和6年10月下旬	第一次選考の 不合格者	順位、総合得点、 種目別得点及び 合格最低基準に 満たなかった種目	選考結果の「通知書」 に掲載します。 （電子申請の返信文書 又は郵送）
第二次選考結果	令和6年12月下旬	第二次選考の 受験者全員		

第一次選考合格及び最終合格の発表は、合否にかかわらず受験者全員に通知します。

※ 合否についての電話によるお問合せには応じられません。

※ 最終合格者は、採用候補者名簿に登録されます。採用候補者名簿は、原則として令和8年3月31日を経過すると失効します。

8 給与

「職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例」の規定に基づき、採用前の職務経験等を勘案して決定します。（行政職給料表(1)適用の場合の給与の月額(令和6年9月1日時点)：職務経験により434,000円まで。）

支給要件に該当する場合には、期末・勤勉手当等が支給されます。また、派遣先の支給要件に該当する場合には、災害派遣手当、通勤手当等が派遣先から支給されます。

※ 「避難指示区域」等の区域内での業務に従事する場合、派遣先の支給要件に該当する場合には、特殊勤務手当が派遣先から支給されます。

※ 採用時の給与の月額については、給与改定等によって上記の額から変動する場合があります。

※ 給与の月額には、地域手当が含まれています。

※ 社会保険は、公務員共済組合の適用となります。公務員共済組合から支給される退職共済年金を受けている場合は、在職中、原則として支給されません。

9 服務等

任期の定めのない一般職員と同様に、地方公務員法等の規定が適用されます。

※ 任期中は、営利企業への従事は認められませんので、採用期日までに退職、役員退任等の手続を終了する必要があります。

※ 勤務時間、休暇、服務については、派遣先自治体の規定が適用されます。

※ 年1回程度、業務報告のため神奈川県庁への出張を予定しています。

10 住居等

希望により、派遣先自治体及びその周辺地域において、住宅(仮設住宅、民間賃貸住宅等)が用意される予定です。(派遣先の自治体により異なります)

住居移転に要する経費、居住に係る経費等の負担区分については、派遣先自治体の規定に基づきます。

11 問合せ先

選考手続・業務内容に関する問合せ
神奈川県くらし安全防災局 総務室 総務経理グループ 〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1 電話 (045) 210-3414 ファクシミリ (045) 210-8829

※ 採用全般、制度等についての問合せ先

神奈川県総務局組織人材部 人事課 人材育成グループ

電話 (045) 210-2168

ファクシミリ (045) 210-8803